

教員採用プロモーション業務委託（PR活動）仕様書（公募用）

※ 本仕様書は、千葉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が委託する「教員採用プロモーション業務委託（PR活動）」に関し、受託者を公募するために必要な基本的事項や情報を示したものであり、実際の業務委託契約に用いる仕様書は、企画提案書やプレゼンテーションでの質疑応答内容を踏まえた上で、受託者と協議の上、県教育委員会が作成する。

1 委託業務名 教員採用プロモーション業務委託（PR活動）

2 目的

近年、教員採用選考の受験者数は減少傾向にあり、教員不足の解消が喫緊の課題となっている。そこで、魅力的なPR活動により、千葉県の教員の魅力等を効果的かつ継続的に伝え、教員志願者を増加させることを目的とする。

※PRの対象者…大学生、高校生（保護者含む）、既卒者（就職・転職希望者、教員免許保持者）等

3 業務委託の期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託業務内容 広報資料の作成、SNSの運用、イベントの企画等及び業務内容の効果検証

ただし、実際の委託内容は、県教育委員会と受託者で協議した上で決定する。

5 業務内容

(1) SNS運用・広告代行

SNSを活用し、既存の千葉県・千葉市教員採用情報サイト「千の葉の先生になる」（以下「教員採用情報サイト」という。）に誘導する。なお、教員採用情報サイト内から登録する「ホームルーム」登録者を増やすことを目的としている。

ア 納品期限

令和9年3月26日

アクセス数（見込み数を含む。）等、広告の効果がわかる報告書を中間提出すること。なお、提出にあたり書式の指定はない。

イ 想定するSNS例

インスタグラム、T i k T o k等、多くの人に情報が伝わるSNSを活用すること。なお、必ずしも特定のSNSを活用しなければいけないというものではないため、効果的な方法を提案すること。

ウ 運用期間

県教育委員会と協議によって決めた日から令和9年3月31日まで年間24回以上の投稿を行うこととする。

エ その他

運用及び広告にあつては、手続等を受託者が行うこと。なお、県教育委員会の手続きが必要な場合には、協議によって方法を決めることとする。

オ 納品先

教育庁教育振興部教職員課

(2) 広告運用

教員に関心がある人に対して、ダイジェスト版のPR動画を広告として流せるように設定し、教員採用情報サイトに誘導する。

ア 納品期限

令和9年3月26日

アクセス数（見込み数を含む。）等、広告の効果がわかる報告書を提出すること。なお、提出にあたり書式の指定はない。

イ 運用形態

予算内で効果的な運用形態を提案し、県教育委員会と協議の上決定し、実施すること。

ウ 運用期間

県教育委員会と協議によって決めた日から令和9年3月31日まで

エ その他

運用及び広告にあつては、手続等を受託者が行うこと。なお、県教育委員会の手続きが必要な場合には、協議によって方法を決めることとする。

オ 納品先

教育庁教育振興部教職員課

(3) イベントの企画・提案・運営補助

千葉県教育委員会及び千葉市教育委員会が主催するイベントの企画・提案・運営補助を行う。イベントは、多くの人が集まる大規模なもの、継続して実施できる小規模なものを行う。なお、参加者数等、取組の効果・成果の分析に必要な情報の提供を不定期に求めるので、イベント実施後に結果をまとめておくこと。

ア 大規模イベントについて

(ア) 回数 年間1回以上

(イ) 人数 150名以上

(ウ) 時期 令和8年10月上旬から令和9年2月下旬の間

(エ) 開催場所及び方法等

- ・ホテル、商業施設、企業が有する会場で開催する。
- ・場所は、千葉県もしくは東京都で人が集まりやすい場所とする。
- ・対象者は、教員に関心があるすべての者とする。
- ・教員の魅力、採用選考情報、講師登録、特別免許状、現任教員との相談、授業体験等、様々なコーナーを設置して参加者が必要な情報を選んで取得できるような内容を想定している。
- ・運営は県教育委員会が中心に行うが、イベント内容の企画や、実施にあたっての提案、当日の運営補助等を行うこと。
- ・イベントの実施に関わる事務的な業務（会場や必要な備品の手配、撤去及び関係者との調整等）一切を実施すること。
- ・現任教員との相談を実施する場合には、参加教員の選定及び依頼は県教育委員会が行うこととする。ただし、依頼後の教員との連絡・調整については、基本的に委託者が行うものとする。
- ・イベントの実施が困難な場合には、同等の効果が見込まれるその他の取組を提案することができる。

イ 小規模イベントについて

(ア) 回数 9回以上

(イ) 人数 20名程度

(ウ) 時期 業務委託期間中に効果的と考える時期

(エ) 開催場所及び方法等

- ・企業が有する会場及び県内外公共施設、商業施設等
- ・対面式のイベントを実施する。
- ・大規模イベントのように1回で大人数を集めるのではなく、継続的に回数を多く実施できる内容にする。ただし、全ての回が同じ内容や開催方法でなくてもよい。
- ・対象者は、教員に関心があるすべての者とする。なお、回によって対象者を限定することも可能とする。

(4) 企業主催のイベントへの参加

転職フェアや就職フェア等において県教育委員会のブースを設置する。イベントへ出展する際は、イベント情報を企業が有する媒体から発信をする。また、ブースに立ち寄った方の情報について県教育委員会へ提供する。

ア イベントについての情報発信

企業が有する媒体から県教育委員会が転職フェアに参加することを周知する。教員や千葉県で働くことに関心がある方にイベント参加を促す。

イ ブースに立ち寄った方の情報提供

県教育委員会のブースに立ち寄った方の情報をイベント終了後に県教育委員会へ提供する。

ウ 運営

イベント当日のブース内の運営は、県教育委員会が行う。

エ 開催場所及び回数

東京都及び千葉県又は他道府県（来場者が多く見込まれる会場）で、1回以上実施する。開催場所は、県教育委員会と打ち合わせにより決定する。

(5) パンフレット・リーフレットの作成及び印刷・発送

令和7年度に大学生や既卒者向けとして、正規・講師等様々な働き方を紹介する内容を追加し、千葉県の教員として働く魅力等を伝えるためにパンフレットを作成した。また、高校生向けに、教員に関心をもってもらうためにリーフレットを作成した。これら既存の作成物（県教育委員会が著作権を有する）を生かし、部分改訂する業務である。作成後に印刷し、指定した箇所へ発送まで行うこととする。

ア 納品期限

令和8年9月上旬

イ 規 格

パンフレット・リーフレットA4サイズ

ウ 用 紙

指定しない（グリーン購入法に則ったものとする。）

エ 部 数

パンフレット10,000部以上

リーフレット3,000部以上

オ 構 成

既存のパンフレット及びリーフレットを参考にする。

カ 発 送 先

別紙「配付計画（案）」による。

(6) 千葉県・千葉市公立学校教員採用サイト「千の葉の先生になる」の「ホームルーム」内のコンテンツ充実提案

サイト内に掲載しているコンテンツを新たに提案や制作等をし、教員の魅力を発信する。

※「千の葉の先生になる」は以下のURLから確認することができます。「ホームルーム」は、「千の葉の先生になる」へ登録後、ログインすることでコンテンツ等を確認することができます。

URL：<https://chiba-sensei.com/>

ア 納品期限

令和9年3月26日まで

年間10回以上のコンテンツ更新とする。

コンテンツ追加内容についてはまとめて、報告書を提出すること。

なお、提出にあたり書式の指定はない。

イ 納品先 教育庁教育振興部教職員課

(7) 採用選考説明会録画・編集

令和8年度冬に実施する予定の令和10年度採用選考に係る説明会の動画を収録・編集し、教員採用情報サイト「ホームルーム」内で視聴できるようにする

ア 納品期限

令和9年3月中旬

MP4形式の動画データを、DVD-ROM等で、2枚納品すること。

イ 規 格

作成した動画は、インターネットからの配信が可能なものとする。

動画の視聴にはCHAPTERで視聴できるなど工夫すること。

ウ 納品先

教育庁教育振興部教職員課

(8) ターゲット別広告

各広告でのターゲットを明確にし、ホームページや教員採用情報サイト「千の葉の先生になる」への誘導、イベントの告知等を行う。

なお、対象者は高校生・大学生・就職活動生・社会人（主婦等も含む）とする。

ア 納品期限

令和9年3月26日

アクセス数（見込み数を含む。）等、広告の効果がわかる報告書を中間提出すること。なお、提出にあたり書式の指定はない。

イ 想定する広告例

オウンドメディアやDSP広告等、多くの人に情報が伝わるインターネット媒体の活用。一例のため効果的な広告方法を提案すること。

ウ 運用期間

県教育委員会と協議によって決めた日から令和9年3月31日まで

エ その他

運用及び広告にあつては、手続等を受託者が行うこと。なお、県教育委員会の手続きが必要な場合には、協議によって方法を決めることとする。

オ 納品先

教育庁教育振興部教職員課

(9) 独自提案

(1)～(8)で示したもののほか、本業務の目的達成につながる有効な提案を、独自の企画として併せて提案すること。

なお、費用は本業務の委託料に含むものとする。

【参考】

- ア 県教育委員会が実施している主な広報・啓発活動
 - ・ 県ホームページやインスタグラムでの教員採用情報の発信
 - ・ パンフレットやポスターの県施設への設置及び掲示
 - ・ 高等学校及び大学での出前講座・説明会等（9月～3月）
- イ その他に想定される広報・啓発活動の例
 - ・ 教員志望者向け説明会・イベントの企画
 - ・ 就職情報誌や教員志望者が閲覧する冊子の活用
 - ・ 動画サイトや専用HPによる広報活動
 - ・ ポスターやリーフレット、横断幕などの活用
 - ・ 電光掲示板等の活用

(10) 業務委託実施計画書

A4サイズを基本とする。形式に指定はない。業務内容、見込まれる効果、スケジュール等をまとめた計画書を提出すること。

- ア 提出期限
契約締結後14日以内
- イ 提出先
教育庁教育振興部教職員課

(11) 業務完了報告書

(10)の計画書に対して、独自提案で実施した内容を含め、報告書を提出する。なお、報告書には、それぞれの業務内容について、効果検証した結果を記載すること。

- ア 提出期限
令和9年3月26日
- イ 提出先
教育庁教育振興部教職員課

6 特記事項

(1) 著作権・肖像権等の取扱いについて

業務委託に基づき作成される成果物等の著作権・肖像権等に関する取扱いについては、以下に定めるとおりとする。

- ア 本業務により県教育委員会に対し納品した成果物及び素材映像について、受託者は著作者人格権の行使を行わないものとする。
- イ 本業務のために新たに作成した素材映像、画像、アニメーション、イラスト、デザイン、映像等（本業務のために新たに撮影した写真等で成果物に使用しなかったものも含む）の著作権は、県教育委員会に帰属する。ただし、成果品に受託者又は他者が既に著作権を保有しているもの（以下「著作物」という。）が組み込まれている場合、当該著作物の著作権は、なお受託者又は他者に帰属するものとする。この場合、受託者又は他者は県教育委員会に対し、当該成果品を県教育委員会が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく使用を無償で承諾するものとする。なお、複製権、改変権についても同様

とする。

- ウ 本業務により県教育委員会に対し納品した動画は、千葉県ホームページでの配信、説明会等で使用できるものとする。このことを踏まえ、映像、音楽等の著作権・肖像権等、権利関係の処理を済ませた上で作成物を納入すること。それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し千葉県は責任を負わないこととする。
- エ 作成物が、他者の著作権・肖像権・所有権等を侵すものでないこと。

(2) 業務の再委託について

- ア 受託者は、全ての業務を他の事業者にも再委託しないこと。業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に県教育委員会の承認を得なければならない。
- イ 受託者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し、本仕様書に定める受託者の義務と同様の義務を負わせるとともに、県教育委員会に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。

(3) 守秘義務について

受託者は、業務上知り得た機密を、業務委託期間中はもとより、業務が完了した後においても、第三者に漏えいしてはならないものとする。

(4) その他

- ア 業務遂行に当たっては、受託者は県教育委員会と協議及び打合せを綿密に行い、誠実に業務を進めるとともに県教育委員会の指示に従うこと。
- イ 業務遂行に当たり必要となる資料については、県教育委員会が妥当と判断する場合のみ受託者に提供する。なお、提供を受けた資料は、複製・複写を禁ずるとともに、本業務委託終了後に返却するなど、取扱いに十分注意すること。
- ウ 業務の進捗状況について、県教育委員会に適宜報告を行い、県教育委員会が必要と認めたときは随時打合せを行うこと。
- エ 本仕様書に規定のない事項については、県教育委員会と協議し決定すること。